

令和5年11月24日
西日本高速道路株式会社
四国支社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社圃山建設
住所：徳島県鳴門市大麻町松字野神ノ北56-3
2. 入札参加資格停止期間：令和5年11月24日から令和5年12月7日まで（2週間）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：地域3
4. 事実概要：
本件は、四国支社徳島高速道路事務所発注の「徳島高速道路事務所管内 清掃員詰所棟新築工事」において、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しなかったもの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しなかったことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第1第4号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措置要件	地域及び期間
（契約違反） 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から 2週間以上4月以内

○問合せ先：西日本高速道路株式会社 四国支社 総務企画部 経理課

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
5	東京都

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。